

2025 年 2 月 7 日
九州電力株式会社

「特定小売供給約款」の変更届出を行いました — 災害時の特別措置を約款に規定 —

当社は、国の審議会^(注1)において災害時の特別措置が整理されたこと、及び同整理を踏まえ、九州電力送配電株式会社の託送供給等約款が変更されたこと^(注2)を受け、本日、特定小売供給約款の変更について、経済産業大臣に届出を行いましたので、お知らせします。

1. 見直しの内容

- ・九州地域に災害救助法が適用された場合、これまで、特例認可申請を行い災害時の特別措置^(注3)を実施してきました。
- ・今回、国の審議会において「託送供給等約款の変更後、同等の措置が講じられるよう特定小売供給約款の変更を行うこと」が整理されたことを踏まえ、災害時の特別措置をあらかじめ特定小売供給約款に規定します。
(対象地域等の詳細は、特別措置を実施する際にお知らせします。)

2. 見直し時期

2025 年 4 月 1 日

なお、特定小売供給約款以外の自由料金メニューについても、託送供給等約款における措置と同等の特別措置を実施する予定です。

(注1) 第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会(2024年3月29日)
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/072.html)

(注2) 九州電力送配電プレスリリース「『託送供給等約款』の認可を受けました」(2025年1月31日)
(https://www.kyuden.co.jp/td_press_2025_250131.html)

(注3) 電気料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等

以 上